

中労委、昭53不再51・52、昭54.12.5

## 命 令 書

昭和53年不再第51号事件再審査申立人 }  
昭和53年不再第52号事件再審査被申立人 } 中川タクシーことY

昭和53年不再第51号事件再審査被申立人 }  
昭和53年不再第52号事件再審査申立人 } 奈良県自動車交通労働組合中川タクシー分会

## 主 文

1 初審命令主文の一部を次のように変更する。

第1項中「また一方的に賃金の激減を伴うような労働時間等の変更を表明することによって、組合員に不安と動揺を与えて、」を「または労働時間の変更問題に関連して従来どおり働く旨の署名を求めたりすることによって、」に改める。

第2項記中「全自交中川タクシー労働組合執行委員長A1殿」を「奈良県自動車交通労働組合中川タクシー分会分会長A2殿」に、「私が、」から「第2号及び第3号に該当する」までを「私が、従業員に対して貴組合への加入をけん制ないし阻止したこと、貴組合の組合員に対して全国自動車交通労働組合大阪地方連合会からの脱退を働きかけたこと及び労働時間の変更問題に関連して従来どおり働く旨の署名を求めたことによって労働組合法第7条第3号に該当する」に改める。

2 その余の本件各再審査申立てを棄却する。

## 理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者

(1) 昭和53年（不再）第51号事件再審査申立人、第52号事件再審査被申立人中川タクシー

ことY（以下「Y」という。）は、中川タクシーの経営者で、昭和34年8月より橿原市内膳町1-7に事業所をおき、初審審問終結時、従業員26名、車両15台をもって一般乗用旅客運送事業を営むものである。

- (2) 昭和53年（不再）第52号事件再審査申立人、同第51号事件再審査被申立人奈良県自動車交通労働組合中川タクシー分会（以下「組合」という。）は、初審申立時には全自交中川タクシー労働組合と称し、全国自動車交通労働組合大阪地方連合会（以下「地連」という。）に加盟していたが、昭和53年12月18日に地連の組織変更によって新たに発足した奈良県自動車交通労働組合の一分会組織となったものである。初審審問終結時の組合員数は17名である。

## 2 本件の背景となる労使関係

### (1) 労働条件

- ① 賃金体系は、下表具体例で明らかなように基本給等固定的給与の割合は低く、歩合給を主体としたものであった。なお、固定的給与のなかには「実車率手当」のように賃金計算期間中の乗車実績によって増減するものが含まれている。
- ② 所定労働時間は午前8時から午後6時または午前9時から午後7時、その間休憩時間2時間とされているが、実際の勤務は2日勤務して3日目を休むという体制で、通常第1日目は午前8時から翌日の午前1時頃までで、第2日目は午前9時から翌日の午前1時頃までであった。

なお、上記の変形労働時間並びに超過勤務時間については、労働基準法（以下「労基法」という。）第36条に基づく協定（以下「36協定」という。）は未締結で、就業規則も現状と合致せず、従業員に対する周知徹底も欠いていた。

### 具体的賃金例

	出勤 日数	時間外 勤務 時間数	深 夜 勤 務 時間数	1ヶ月 総労働 時間数	固定的 給 与	歩 合 給		1ヶ月 給与計
						水揚手当	超過勤務 手 当	
A運転手	日	時間	時間	時間	円	円	円	円
52年 6月分	21	68	54	290	48,200	60,074	41,436	149,710
B運転手								
52年 9月分	18	63	53	260	44,100	53,637	40,123	137,860

#### (2) 労働安全衛生管理と自動車の運行管理状況

法定の定期健康診断は実施されておらず、道路運送車両法及び道路運送法上の整備管理及び運行管理についても十分には行われていなかった。

#### (3) 組合結成の経緯

タクシーの運賃改訂の認可が、昭和52年6月1日付であった。この機会に従業員の間  
に今までのYとの話し合いでは前進しなかった賃上げ等の交渉を解決するために組合を  
結成しようとの気運が生じた。

##### ① Yとの交渉

たまたま整備工であった前従業員C1の賃金引き上げを契機として労働組合を結成  
しようということになり、従業員A1（以下「A1」という。）が同年6月20日に従業  
員23名の署名捺印を得た。6月28日朝8時から殆どどの従業員が参加し、Yと集団で  
交渉をしたがまとまらないので従業員代表にA1、A3（以下「A3」という。）及び  
A2（以下「A2」という。）の3名が選ばれ約2時間にわたる交渉が行われた。

##### ② 組合の結成

従業員は、地連と相談し、労働組合結成準備会を組織して代表者としてA1を選ん  
だ。組合結成準備会は、7月4日付で7月7日に組合結成大会を開催する旨Yに通告

した。7月7日、午後1時から樞原市薬業会館において従業員24名中17名が参加して組合結成大会が開かれ執行委員長にA1、副執行委員長にA2、書記長にA3が選任された。

#### (4) 結成直後の団体交渉

① 組合は、7月8日、Yに対し労基法遵守、賃金改訂及び夏季一時金等の要求書を提出し、団体交渉を一週間以内に開催することを要求した。

② 結成後第1回の団体交渉は7月16日に行われ、Yの回答は、労基法の問題については尊重し賃金改訂については検討する、一時金の要求については従来通りとし支給日は早める、というものであった。

なお、同日、今後の団体交渉のルールとして、組合が上部団体を入れるときは事前に通告し了解を得ること、使用者側もタクシー業界の者を入れるときは事前に通告し了解を得る、という約束が労使間に成立した。

③ 第2回の団体交渉は、7月20日に行われる予定であったが、当日、Yから学校時代の友達の葬式があるので2～3日延期してほしいとの申し入れがあり、7月24日に行われたが、組合は、Yの回答を不満として7月28日に葛城労働基準監督署（以下「労基署」という。）へ労基法第104条の規定に基づき違反を申告した。労基署は8月1日に同申告に基づき、36協定なくして行われている実働8時間を超える時間外労働等の労基法違反について是正勧告を行った。

④ 組合は、8月4日に労基署において、署長から8月1日付で是正勧告書並びに指導票が出されたことを聞いた。なお、同日同署において、署長の勧奨により組合とYは、労働条件等について話し合いをしたが、まとまらなかったため8月11日に団体交渉をすることを約して別れた。8月11日労基署で組合とYは、交渉のため再会したが、解決に至らなかった。

### 3 組合結成に対するYの言動について

#### (1) 従業員宅訪問について

① Yは、結成当日の朝、結婚に際して仲人をしたことのある従業員C2（以下「C2」

という。) 宅を訪れたが面会はしていない。

② Yは、同業経営者でありかつ従業員C3(以下「C3」という。)と顔見知りの榛原タクシー社長に、今度うちにも組合が結成されるという話をし、結成当日正午頃、妻と榛原タクシー社長夫妻を伴いC3宅を訪れ、C3とその妻子とともにレストランで食事をし会談した。その際Yは、組合に入ったら子供が嫁に行けなくなるとか、あの組合は赤であるとか発言した。

③ Yは、結成当日朝、従業員C4(以下「C4」という。)宅を訪れ面談した。

ところでYは、組合結成当日の外に労働条件の問題で従業員宅を訪問したことはない。

(2) Yの地連に関する発言について

事業所内において、Yは、組合結成後団体交渉の席上等において組合の役員及び組合員に対して、全自交の組合は赤であるとか、こんな赤である組合に入っていたら子供が嫁に行けない旨等の発言をした。

(3) 労働時間の変更に関する言動について

Yは、労基署から8月1日付で36協定なくして所定実働8時間を超える時間外労働に従業員を従事せしめていることが労基法違反であるとしてその是正勧告を受けたが、組合が36協定の締結に応じないところから、8月中頃労務主任B1(以下「B1」という。)を通じ、A1に対して、組合が36協定を締結しなければ、8月21日から8時間労働制にするしかない、その代り賃金収入が減少してもそれは仕方がない、と言ったり、Y自身も組合との話合いの席上等において同趣旨の発言を行った。また、Yは8月18日と19日に組合員を個別に東側の車庫に呼んで「組合に36協定できるようにお前からも話してくれ」と述べたり、もし、8時間制にしたくなければ「いままでどおりの仕事をさせていただきます」旨の文書に署名するようにと要求した。組合員A4はこれに署名したが、組合員A5はこれを拒否した。

組合は、Yのこれら言動について労基署へ申告に及び、8月19日正午頃労基署長及び同署課長が中川タクシーに来社して二階事務室でY及びA1ら組合役員と面談した。な

お、その後8時間制は実施されていない。

#### 4 9月1日の団体交渉について

8月26日、組合は、Yに対し次の交渉事項を記した団体交渉申込書を提出した。

- ① 労働時間を一方的に変更しないこと。
- ② 労基法に基づいて残業手当を遡って支払うこと。
- ③ 賃金引上げを当初要求に基づいて行うこと。
- ④ 組合の運営に介入しないこと及び組合員に差別取扱いをしないこと。
- ⑤ その他

この要求について8月30日午後1時より東車庫において団体交渉を行うこと。

上記交渉事項に対して9月1日午後1時から団体交渉を行うことを双方了解していた。

8月31日、A1が最初は電話で、その後出勤した午前9時半頃直接Yに対して明日の団体交渉に地連の役員が同席するということを通告したところ、Yは、それにはうちにも段取りがあり、最初の約束どおり業界の代表にも入ってもらうか、相談しなければならないから受けることができない、と異議を申し立てたが、その際、双方から団体交渉の日時変更の申し出はなされなかった。

なお、Yは9月1日午後1時以降事務所にいたが、結局団体交渉は行われなかった。

#### 5 個人電話の取次ぎについて

タクシー乗務中の従業員への個人電話については、Yは、組合結成前もその後においても原則として急用の場合の外は無線で取次ぎをしないという扱いをしていたが、B1らの事務員が電話を受けた場合、Yのこの扱いに反して無線で乗務中の従業員に取次ぎの連絡をすることもあった。また、A1に対する個人電話の取次ぎについては、A1の妻から「地連のA6書記次長に電話連絡するように」とのA1への電話連絡を取次がなかったことがあるが、8月中頃A1の子供が怪我をした時、自宅からの連絡で事務員が家へすぐ電話するようにということは無線で取次いだこともあった。

#### 6 通勤用自家用自動車の任意保険の加入について

Yは、8月19日中川タクシー事務所二階で労基署の署長、課長の前でA1ら数名の組

合員に対して、自家用車で通勤する際は、通勤途上の加害責任を使用者が負うこととなるので5,000万円の任意保険に入ってほしい、加入しないならば今後はマイカーによる通勤及び事業所内への駐車はしないでほしい旨述べ、B1も同様の申出をYから受けた。また、労基署から8月1日付で受けた是正勧告書に基づき、Yが作成した就業規則改正案の中にも同趣旨の条項を定めている。しかし、その後任意保険に加入しないことを理由に自家用車による通勤及び事業所内での駐車は禁止されていない。

#### 7 A1に対する無線配車停止について

8月6日午前7時半頃Yは、空車率の多くなる橿原市小槻から同市十市までの配車を無線で乗務中のA1に指示した。その時間には事業所にはYのほかにC4がいた。A1は、7月28日頃Yから7月分の実績で空車率が多いと注意を受けたばかりであったのでこれを断った。そこでYは、業務命令に故意に違背し秩序を紊し乗車拒否と変らない行為であるとして、無線基地からのA1の車に対する無線配車の指令を止めた。Yは、1ヶ月位配車停止を予定していたが、その後A1から解除してほしい旨の申出があったこともあり、B1もその旨を進言したのでA1に始末書を提出させ、1週間で解除した。

#### 8 C4の所得税等の控除について

C4は、昭和52年2月に賃金は水揚収入の40%を支給する、基本給並びに超過勤務手当及び通勤手当等の一切の手当は支給しない、勤務は5日勤務して6日目を休みとする、という条件で中川タクシーに運転手として採用された。また、給料計算書のうえでは、失業保険料（以下「雇用保険料」という。）の被用者負担分及び所得税は同年3月分以降の賃金から差し引かれており、健康保険料及び厚生年金保険料の各被用者負担分は、同年10月分以降の賃金から差し引かれているが、実際に受取った金額は明らかでない。なお、雇用保険の加入手続は、10月に至ってなされた。

#### 9 その後の経過

(1) 組合は、昭和52年11月7日年末一時金等について団体交渉を要求し、11月14日及び18日に行われたが解決に至らなかった。

(2) 組合は、12月15日奈良県地方労働委員会（以下「地労委」という。）に年末一時金につ

いてあっせん申請した。地労委は、12月26日及び28日の2回あっせんを行ったが不調となった。

(3) 組合は、昭和53年1月17日から納金ストを行った。

(4) Yは、2月9日地労委に昭和52年年末一時金等についてあっせん申請を行い、地労委は2月10日、13日及び18日の3回あっせんを行ったが不調となった。

(5) Yは、3月1日ロック・アウトを実施した。

(6) その後、双方からのあっせん申請により地労委は、年末一時金及び賃金の引上げについて3月23日、28日、4月3日及び10日の4回あっせんを行い、あっせん案を提示したところ4月15日に双方が受諾した。

(7) 組合は、4月20日納金ストを解除し保管金を返還した。Yは、年末一時金を支給しロック・アウトを解除した。

(8) 組合員は、4月21日から完全就労した。

(9) 賃金引上げの時期については、その後の団体交渉で妥結した。

## 第2 当委員会の判断

本件初審命令を不服とし、Yは、不当労働行為と認定された 1. Yの組合に対する言動

(1)従業員宅への訪問面接 (2)地連に関する発言 (3)就業時間8時間制の提案及び 2. 9月1日の団体交渉拒否については、不当労働行為は成立しないとして再審査を申し立て、一方組合は、棄却された 1. 個人電話の取次ぎ拒否 2. 通勤用自家用車の任意保険加入の強要 3. A1に対する無線配車の停止 4. C4の所得税等の控除については、不当労働行為が成立するとして、さらに5. 謝罪文の掲示を求めて再審査を申し立てているので、以下順次判断する。

### 1 Yの組合に対する言動について

Yは、(1)組合結成当日の従業員宅への訪問は、事業運営、賃金問題等について特に親しい従業員に不平不満などざっくばらんにその気持ちを聞いてみたいという単純な発想からである。(2)組合役員及び組合員に向かって地連から脱退せよ、などと言ったことはなく、中川をつぶしてやると言われたのに対して、つぶれるのはお前らも一緒じゃないかと反論

したままであり、これらは団体交渉の席上等の険悪な労使関係の中での一こまに過ぎず、いわば売り言葉に買い言葉といった類のものである。(3) 8時間労働制は、労基署の是正勧告を受け、組合の協力を得て36協定を結ぶか、8時間労働制へ移行するかの二者択一を迫られている事情の下で、組合から36協定の締結を拒否され、それでは8時間労働制に移行せざるを得なくなると反論したままで、もともと8時間労働制での事業経営は不可能であるからこのような提案をするはずもなく、むしろ賃金引上げの戦術として36協定の締結を拒否した組合の態度こそ責められるべきものである。これらの言動は、いずれも支配介入行為にはあたらないと主張する。

よって判断するに、

- (1) 前記第1. 3 (1) 認定のYのC 2、C 3、C 4の自宅を訪問した行為は、組合結成に係なく労務管理の基礎として、普段から従業員に不平不満を聞いていたという事実もなく、組合結成当日に限ってだけ組合に加入する可能性のある従業員の自宅を訪問してまで不満を聞きに行ったということは、単なる労務管理上の必要からのものとは認められず、C 3との面談の発言及びその後のYの言動を併せ考えれば、組合加入をけん制ないし阻止する目的をもってなされたものであり、組合結成に対する支配介入行為であると判断する。

なお、C 3については、以前から同人が組合には入らないということを知られていたからそのような目的で訪問するはずがない旨の主張もあるが、Y自身のC 3が組合に入らないというのは半信半疑であったから訪問したという趣旨の証言もあり、加入のけん制ないし阻止の目的がなかったとは言えない。

- (2) 前記第1. 3 (2) 認定の団体交渉の席上等におけるYの発言は、組合結成後間もない未熟な労使関係と険悪な空気の下での売り言葉に買い言葉的要素があったとしても、明らかに組合の上部団体である地連に関する中傷誹謗であり、組合員に対して地連に加入していることに不安と動揺を与え、脱退させることにより組織弱体化を意図した支配介入にあたる判断する。

- (3) 8時間労働制移行に関するY及びB 1の発言については、前記第1. 2 (4)③及び同3

(3)認定のとおり組合が労基署に申告し、Yは労基署から是正勧告を受け、組合からは36協定の締結を拒否されていたという状況の下で、賃金及び労働時間問題に関する労使折衝の過程においてなされたものであるということを考慮すれば、この発言自体をもって直ちに不当労働行為であるとは言い難い。

しかしながら、組合員の賃金収入が著しく減少することが明らかな8時間労働制にするか、36協定を締結するかにかこつけて、直接組合員個人に対して署名を要求したことは行き過ぎであって、このことは、組合員に動揺を与え組合の団結を破壊せんとした支配介入行為であると判断する。

以上のとおり、Yの上記各言動をいずれも労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であるとした初審判断は、結論において相当である。

## 2 9月1日の団体交渉について

Yは、労使双方とも団体交渉に上部団体なりタクシー業界の者を入れる場合は、「事前に通告して了解を得る」という団体交渉ルールがあるにもかかわらず、直前になって一方的に地連の役員が出席すると通告してきたので、これに異議を申し立てたに過ぎず、当日は団体交渉を行う予定で待機していたことでもあり、団体交渉の拒否にはあたらないと主張する。

よって判断するに、前記1. 2(4)②認定の合意事項からすれば、組合が上部団体を入れるときはYも業界の者を入れることが予想される所であり、Yが前記1. 4認定のとおり9月1日の団体交渉の前日になって組合から上部団体である地連役員の参加通知を受け、自分の方でも業界に相談する等の段取りがあるからとして即答し得なかったことはもつともな事と考えられる。

もっとも、Yは、8月31日に地連役員が出席するとの通告を受けた際、地連役員を除いて団体交渉をしたいとの態度を示し、業界に相談する等のための期日の延期などの提案をしていないが、他方組合もその際Yに対して業界との連絡、準備のための日取りを確かめるとか、いつまでに団体交渉を開催せよとかの申し入れをしていないのである。

したがって、組合がこの合意事項の意味を事前に通告すれば自動的に了解することを前

提としたものであると解していたとしても、Yの都合を考慮することなく翌日の団体交渉に地連役員が出席することを直ちに了解するよう求めたことは、余りにも性急に過ぎるものといわざるを得ず、9月1日団体交渉が行われなかったことについてYのみに非があると断ずることはできない。

よって、Yが9月1日の地連役員が参加する団体交渉を応諾しなかったことをもって正当な理由なく団体交渉を拒否したものと認められず、このことを不当労働行為であるとした初審判断は失当である。

3 その余の再審査申立てについては、初審命令理由第2判断の3中「前記第1.5(3)認定」を「前記第1.5認定」に、同5中「前記第1.5(5)認定」を「前記第1.7認定」に及び同6中「よって判断するに、」から「明らかでなく、」までを「よって判断するに、前記第1.8認定のとおりC4の雇用保険の手続きが10月まで遅れたことは認められるが、このことをもってそれまで保険料等が控除されていなかったことの裏づけとなるものではなく、証言等によってもC4が実際に受取った金額は明らかでないので、組合結成の前後において差異があったとは認められず、」に改める以外は、初審判断と同一であるので、初審命令理由第2判断の3、4、5、6及び7をここに引用する。

ただし、引用した部分中「申立人組合」を「組合」と、「被申立人Y」を「Y」とそれぞれ読み替えるものとする。

以上のとおりであるので、団体交渉に関する救済についてはこれを取消し、初審命令主文第1項及び第2項を主文のとおり変更するほかは、本件各再審査申立てはいずれもこれを棄却することを相当と認める。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和54年12月5日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎